釧路十勝海区漁業調整委員会指示第１号

けがに資源の保護を図るため、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。

ただし、漁業法第３６条に基づく農林水産大臣の許可を受けて漁業を営む場合、北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第９４号。以下「規則」という。）第５条第１項第１８号の規定により北海道知事の許可を受けて漁業を営む場合及び規則第５２条の規定により北海道知事の許可を受けてけがにを採捕する場合は、この限りではない。

令和７年１２月８日

釧路十勝海区漁業調整委員会
会　長　　亀　田　元　教

１　指示海域

次の基点第１号と点１及び点２を順に結ぶ線及び点２から１６２度３０分の線と広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から１０６度３０分の線との間における釧路及び十勝総合振興局管内沖合海域

基点第１号　根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点１　　基点第１号から１７９度２６分、１００メートルの点
点２　　点１から１８１度４０分、７，０００メートルの点

２　指示期間

令和８年１月１日から令和８年１２月３１日まで

３　指示内容

甲長８センチメートル以上のけがにの雄が採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。